

仕 様 書

1. 件名

マーモセットケージ水洗架台移設及び飼育室整備

2. 数量

一式

3. 作業場所

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区
探索研究棟 1F マーモセット飼育室
実験動物研究棟 4F マウス飼育室（4F-1、4F-2）

4.目的

探索研究棟 1 階に設置されているマーモセット飼育設備を実験動物研究棟 4 階へ移設するとともに、移設先の給水・排水設備及び水洗架台を整備し、マーモセットを安全かつ衛生的に飼育できる環境を確保することを目的とする。

5.期限

令和 9 年 2 月 1 9 日

6. 概要

探索研究棟 1 階から既設のマーモセット飼育ケージ及び関連設備を搬出し、実験動物研究棟 4 階の指定飼育室へ搬入・設置する。また、移設先において、1 段式の水洗架台、給水設備、排水設備及び耐震固定を整備し、設置後に給水・排水及び使用上の安全性を確認する。

7. 調達・移設設備

新規調達

項目	規格・寸法	数量
ケージ用水洗架台	4 列 × 1 段、W1850 × D750 × H1200 mm	2 台
ケージ用水洗架台	6 列 × 1 段、W2700 × D750 × H1250 mm	2 台

移設設備

項目	規格・寸法	数量
挟体型シングルマーモセットケージ	W372 × D586 × H850 mm	26 台
挟体型ダブルマーモセットケージ	W794 × D586 × H850 mm	6 台
ケージ用水洗架台（既設）	4 列 × 2 段、W1850 × D750 × H2350 mm	2 台
ケージ用水洗架台（既設）	6 列 × 2 段、W2700 × D750 × H2350 mm	2 台
自動給水ノズル	既設ケージに適合するもの	40 本

8.仕様および内容

（1）事前確認

受注者は、作業着手前に搬出入経路、設置位置、給水・排水接続位置、既設設備との取合い及び作業工程を確認し、QST 担当者と協議すること。

（2）搬出・運搬・搬入

- ① 探索研究棟 1 階に設置されている対象設備を、周辺施設及び対象設備を損傷しないよう養生した上で搬出すること。
- ② 対象設備を構内運搬し、実験動物研究棟 4 階の指定位置へ搬入すること。
- ③ 搬出入に伴い、扉、床、壁、エレベーターその他の既設設備を損傷した場合は、受注者の責任において原状に復すること。

（3）水洗架台の整備及び設置

- ① 4 列×2 段及び 6 列×2 段の既設水洗架台については、それぞれ下段のみを活用した 1 段架台へ改造するとともに、新たに 4 列×1 段架台 2 台及び 6 列×1 段架台 2 台を製作すること。これらを指定する 2 室の飼育室に設置し、各飼育室に 4 列×1 段架台 2 台及び 6 列×1 段架台 2 台を配置すること。
- ② 架台は対象ケージを容易かつ安全に収納でき、各ケージ下部の流水パンに均一に水が流れる構造とすること。
- ③ 架台は洗浄・消毒及び日常点検を容易に行える構造とし、腐食や漏水が生じないよう必要な部材を用いること。
- ④ 架台は、建屋及び床の条件を確認した上で、地震時の転倒・移動を防止するための固定を行うこと。

（4）給水設備

- ① 既設給水設備から各水洗架台及び自動給水ノズルに給水できるよう、必要な分岐、バルブ及び配管を整備すること。
- ② 減圧フィルターユニットは、4 台の水洗架台に対して 1 台設置すること。
- ③ 減圧フィルターユニットは、圧力調整機能及び交換可能なカートリッジフィルターを備えること。

④ 給水配管は漏水がなく、日常の点検、操作及び保守が容易となるようにすること。

(5) 排水設備

① 各水洗架台の流水パンからの排水を集約し、各指定飼育室内の既設流し又は指定排水口へ確実に排水できるようにすること。

② 排水配管は、漏水、滞留及び逆流を生じにくい勾配・構造とし、清掃及び点検が可能であること。

③ 給排水配管の接続部は、通常使用時に外れ、緩み又は漏れが生じないよう確実に固定すること。

(6) ケージの設置

搬入したケージを、飼育作業及び給水・排水機能に支障がないよう各架台に配置し、扉、仕切り、給水ノズル等が正常に使用できることを確認すること。

(7) 試運転及び調整

設置後、給水、減圧、フィルター、自動給水ノズル、流水パン及び排水の各機能について試運転を行い、漏水、排水不良、異常な振動又は架台のがたつきがないことを確認し、必要な調整を行うこと。

9. 現地作業及び安全管理

(1) 受注者は、作業着手前に工程表及び作業計画書を提出し、QST 担当者の確認を受けること。

(2) 作業責任者を定め、関係法令及び QST の安全、衛生、入退域並びに搬出入に関する規程・手続きを遵守すること。

(3) 飼育区域での作業に当たっては、QST 担当者の指示に従い、衛生管理、動線管理、騒音・振動・粉じんの抑制及び動物への影響低減に配慮すること。

(4) 作業範囲及び搬出入経路を適切に養生し、既設設備、建物及び第三者に損害を与えないこと。

(5) 断水、騒音、振動等が発生する作業の日時は、事前に QST 担当者と協議すること。

(6) 作業に必要な工具、消耗品、養生材、運搬機器及び廃材処分は、特記がない限り受注者の負担とすること。

(7) 作業に伴い発生した廃材、梱包材及び不要物は、関係法令に従い受注者の責任において適正に処分すること。

10. 提出書類

書類名	提出時期	部数	確認
-----	------	----	----

工程表・作業計画書	契約後、作業着手前まで	1 部	要
移設後の配置図及び給排水系統図	完了時	1 部	不要
試運転・検査記録	完了時	1 部	不要
取扱・保守に関する資料	完了時	1 部	不要
作業完了報告書	完了時	1 部	不要

提出場所：QST 量子医科学研究所 脳機能イメージング研究センター

11. 検査

完了後、QST 職員の立会いのもと、次の事項を確認し、全ての要件を満たしたことをもって検査合格とする。

- (1) 対象設備の員数及び設置位置が本仕様書及び別紙配置図に適合していること。
- (2) 架台及びケージに著しい損傷、変形、がたつきがないこと。
- (3) 架台が確実に固定され、通常使用時及び地震時の転倒・移動防止措置が講じられていること。
- (4) 給水、減圧、ろ過、自動給水及び排水が正常に機能し、漏水、滞留及び逆流が認められないこと。
- (5) ケージの出し入れ、扉の開閉及び日常の清掃・点検に支障がないこと。
- (6) 第 10 項に定める提出書類が提出されていること。

12. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法の対象となる環境物品等の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書を印刷物として提出する場合は、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものとする。

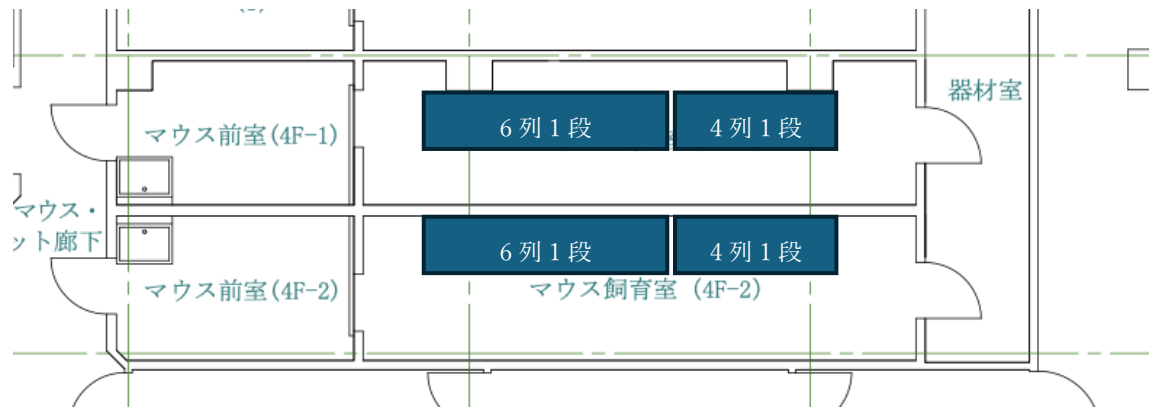
14. 協議

本仕様書に記載された事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

15. 要求者

部課（室）名：量子医科学研究所 脳機能イメージング研究センター
氏 名：南本 敬史

別紙（実験動物研究棟 4 F 図面一部）



選定理由書

1. 件名	マーモセットケージ水洗架台移設及び飼育室整備
2. 選定事業者名	株式会社夏目製作所
3. 目的・概要等	令和 8 年 8 月の千葉豪雨によりボジロン棟地下の RI 廃液貯留槽室が浸水し、排水機能が停止した。このため、同棟のマカクザル飼育室では通常の水洗管理ができず、暫定的な清掃・排水対応を継続している。このような状況を受け、QST はマカクザル飼育施設をボジロン棟から探索研究棟へ移設し、その受入れスペースとして利用する探索研究棟内のマーモセット飼育施設を実験動物研究棟へ移設する応急対応計画を策定し、それに必要な追加予算の措置が決定した。発災直後は応急的な飼育管理により対応してきたが、排水機能の停止が長期化し、応急対応の継続には限界があることが明らかとなった。 移設計画を実行できる条件が整った現時点において、現在の応急的な飼育管理をさらに長期間継続する場合、動物福祉及び研究継続への影響が一層深刻化するため、速やかに調達を実施する必要がある。 本件は、代替飼育施設整備の一環として、マーモセットの飼育設備を探索研究棟から実験動物研究棟に移設し、それに必要な飼育室整備、給排水設備整備及び既存設備の調整を行うものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 2 号イ (イ 災害応急復旧等緊急の必要により競争に付することができないとき。)

5. 選定理由	現在は排水機能の停止により、通常の水洗管理が実施できず、水を使わない清掃での対応といった、応急的な飼育管理を実施している。このため、糞尿によるケージの汚れが目立つなど、衛生的な飼育環境の維持が次第に困難となっている。この状況が、さらに長期間継続する場合は、ケージ内の衛生状態が一層悪化し、動物福祉及び研究継続への継続にも重大な影響を及ぼすおそれがあるため、速やかに調達を実施する必要がある。 選定事業者である株式会社夏目製作所は、現在使用しているマーモセット飼育ケージ及び関連設備の製作・納入実績を有し、既存設備の構造、寸法及び設置条件を熟知している。また、本件は既設設備の移設、改造及び調整を伴う案件であり、既存設備との適合性を確保した上で短期間のうちに実施する必要がある。他の事業者から調達を行う場合には、既存設備との適合性確認や履行可能性に関する調査・検討が必要となり、そのための追加期間を要するおそれがある。 一方、株式会社夏目製作所は既存設備に関する知見と実績を有し追加の調査・検討に期間を費やすことなく速やかに着手できることを確認している。 以上のことから、仕様に基づく移設と整備を迅速かつ確実に履行できる事業者として株式会社夏目製作所を選定する。
---------	--